

[技術資料]

**EPS**

## EPS 防火構造認定の解説

発泡スチロール協会・EPS建材推進部

2014年9月1日

はじめに

以下ご説明する、ビーズ法ポリスチレンフォーム（EPS）の防火構造（建築基準法2条第八号）国土交通大臣認定（以下、EPS防火構造認定）は、2003年に日本フォームスチレン工業組合（以下、工業組合）に加盟する全国200社のうち、断熱建材を取扱う62社とEPS原料を製造販売する発泡スチレン工業会（以下、工業会）加盟5社が共同で取得したものです。

EPS防火構造認定が適用されるEPS断熱建材は、その品質が当時の工業組合と工業会で組織された「EPS建材推進協議会（以下、EPS建推協）」の品質管理基準を満たしたものに限られます。

そのため、後記表1に示す企業以外が製造・販売するEPS断熱建材には、EPS防火構造認定は適用されませんので、ユーザー各位におかれましては、EPS断熱建材の製造販売元に、ご注意いただきますようお願い申し上げます。

[お問合せ先]

発泡スチロール協会  
EPS建材推進部  
TEL 03-3861-9046  
FAX 03-3861-0096  
<http://www.jepsa.jp/>

EPS防火構造認定に係わるご質問他、認定書並びにEPS建推協マークの不正使用をご覧になった場合には、当協会へご連絡ください。